

思川漁業協同組合

内共第 1 0 号第 5 種共同漁業権 遊漁規則

思川漁業協同組合

内共第10号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、思川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する鹿内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・こい・うなぎ・もくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

{遊漁の承認及び遊漁料の納付義務}

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、組合に申請をして承認を受けなければならない。

2 遊漁を希望する者は、組合が委託した販売者に氏名、年齢、住所、電話番号(携帯を含む)を登録し、組合が定めた遊漁規則を守る条件で販売者が手渡す同規則を違反のない様に次項遊漁料を納付し、遊漁を行う際は、必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、投網による遊漁の場合には、当該漁業の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合第13条を適用するものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を第2項の方法により納付しなければならない。

{漁具・漁法の制限}

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規模	遊具漁法	規模
さで網	網目 1.3cm以上	うなぎ塚	5個以内

{遊漁期間}

第4条 次の表の左の欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6/1～10/20 迄の期間
うなぎ	6/1～9/30 迄の期間
もくずがに	6/1～11/30 迄の期間
こい	6/1～11/30 迄の期間

(禁止期間)

第5条 次表ア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる期間は操業してはならない。

ア 魚 種	イ 期 間
うなぎ	10/1～2月末 迄の期間

{禁止区域}

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
1 思川城瀬橋より上流100mより 200mの区域	1/1～12/31
2 思川小野田井堰下流50mより上流200mの区域	
3 支流城内支所漁道下流50mより上流80mの区域	
4 思川触田漁増渕上ヶ所より下流100mより上流石井手橋間での区	

{全長制限}

第7条 次の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	15cm
うなぎ	30cm
もくずがに	甲の径 5cm
こい	30cm

{禁止漁法}

第8条 次の漁法は、使用してはならない。

- (1) 建網及び仕切り網
- (2) はえ縄
- (3) 袋網

{遊漁料の額及び納付方法}

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは、無料。肢体が不自由者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具漁法	遊漁料
あゆ	投網・竿釣・投網	全漁法 一律 2000円
うなぎ	手釣・竿釣・投網・うなぎ塚(5個)	
もくずがに	手釣・籠網(5個)・さで網	
こい	投網・竿釣り・手釣	

- 2 遊漁料の納付は、販売店又は組合事務所において遊漁料をそえて遊漁許可申込みをし、但し、当日手釣り・竿釣り・投げ網による場合は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

販売店名	所在地区	住所	電話番号
新名釣具店	始良地区	始良市平松4609-1	0995-66-2899
かめや釣具始良(営)	始良地区	始良市東餅田1718-1	0995-67-1091
大庭商店	吉田地区	鹿児島市西佐多町261	099-295-2443
キラリ	吉田地区	鹿児島市本城町1408	099-294-4417
宮内自転車店	吉田地区	鹿児島市西佐多浦桑丸	099-295-2602

{遊漁承認証に関する事項}

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名・住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名
- (8) 注意事項

- (2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

{遊漁に際し守るべき事項}

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、漁場に際しては、相互に適当な距離を保ち、他者への迷惑行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

{漁場監視員}

第12条 監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことが出来る。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

{違反者に対する処置}

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。